

議案第60号

大柿地区地籍調査事業に伴う字の区域の変更について

国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定による認証の日から、次のとおり字の区域を変更することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成16年 6月11日

三朝町長 吉田 秀光

平成16年6月17日 原案可決

三朝町議会議長 藤井 享

区域を変更する字の名称	同左の区域 (平成16年 1月 1日現在の地番による。)
大字大柿字西塚通	大字大柿字西塚通のうち73の2及びこれと一体をなす国有地の一部以外の区域 大字大柿字東塚通113の4 大字大柿字上ミ上野499の22と一体をなす国有地の一部
大字大柿字宮脇	大字大柿字宮脇の全域 大字大柿字東塚通707
大字大柿字東塚通	大字大柿字東塚通のうち 100の2、100の3、101、102の2、113の4、707及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字大柿字表田	大字大柿字表田の全域 大字大柿字中曾根221の2から221の4まで、221の6及びこれらと一体をなす国有地
大字大柿字中曾根	大字大柿字西塚通73の2及びこれと一体をなす国有地の一部 大字大柿字東塚通100の2、100の3、101、102の2及びこれらと一体をなす国有地 大字大柿字中曾根のうち 221の2から221の4まで、221の6及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字大柿字上ミ上野	大字大柿字上ミ上野のうち499の22と一体をなす国有地の一部以外の区域